

いちのいち運用ガイドライン

令和6年1月22日
秦野市市民活動支援課

1 目的

このガイドラインは、自治会及び自治会員等並びに本市（以下「市」という。）が、地域の魅力の向上や地域コミュニティの活性化を図るため、自治会SNSいちのいち（以下「いちのいち」という。）を情報提供媒体として運用するに当たり、必要な事項を定める。

2 運営主体

いちのいちの配信等の運営の主体は市、管理は小田急電鉄株式会社とする。

3 自治会及び自治会員等の利用

自治会及び自治会員等は、自治会活動のほか、自治会単位の団体等でも、いちのいちを利用することができる。但し、次に定める各号に該当する利用は認めない。

- (1) 法令等に違反する又はその恐れがあるもの
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教、営利活動を目的とするもの
- (4) 著作権、第三者の知的所有権等を侵害するもの
- (5) 人権、思想、信条等の差別又はその恐れがあるもの
- (6) 公の秩序、善良の風俗に反すると認められるもの
- (7) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (8) 本人の承諾なく個人情報や特定・開示・漏えいする等、プライバシーを侵害するもの
- (9) その他、自治会活動や地域コミュニティ活動には無関係、不適切と判断されるもの

4 市からの配信内容

(1) 回覧物

市から自治会に向けて回覧物を発送する場合は、いちのいちにおいても回覧物を配信するものとし、発送物一覧は全地区、回覧物（文書等）はその内容に合わせて対象となる地域又は自治会ごとに配信する。

(2) 地域情報

熊等の出没、詐欺や空き巣等の防犯、災害に関する情報等、地域及び自治会での共有が必要又は有益だと市が判断したもの

(3) 地域コミュニティに関する情報

地域コミュニティの活性化に資すると市が判断したもの

(4) 市が配信依頼を受けた情報

上記(1)から(3)に準じて、自治会連合会、自治会、まちづくり委員会及びその他の地域活動をする団体等から市が配信依頼を受けたもの

(5) 他システムとの連携に伴う情報

市から配信する他システム(例えば、緊急情報メールや市公式LINE)との連携は、原則、行わない。また、他システムからの配信情報について、重複しての配信は避けるものとするが、自治会や地域に関係する情報、自治会を通して広く配信すべき情報はこの限りではない。

5 配信時間について

市が配信する時間は、原則、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、緊急性がある場合は、この限りではない。

6 その他

このガイドラインに変更の必要が生じた場合は、適宜見直しをするものとする。

附 則

このガイドラインは、令和6年1月22日から施行する。